

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条」に、「第十節 農業共済再保険特別会計（第三百三十八条―第四百十九

―第十二節 削除

条）」を「第十節 削除」に、

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（第七十二条―第八

十一条）を「第十二節及び第十三節 削除」に、「第十六節 社会資本整備事業特別会計（第九十八条

―第二百九条）」を「第十六節 削除」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二 特別会計の設置、管理及び経理は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 各特別会計について一般会計と区分して経理する必要性その他経理の区分の在り方につき不断の見直しが行われ、その結果、存続の必要性がないと認められる場合には、一般会計への統合その他所要の法

制上の措置が速やかに講じられること。

二 租税収入が特別会計の歳出の財源とされる場合においても、当該租税収入が一般会計の歳入とされた上で当該特別会計が必要とする金額が一般会計から繰り入れられることにより、国全体の財政状況を一般会計において総覧することが可能とされるとともに、財政資金の効率的な配分が最大限に確保されること。

三 各特別会計において経理される事務及び事業は、経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も効果的かつ効率的に実施されること。

四 各特別会計において事務及び事業を実施するために必要な金額を超える額の資産を保有することとならないよう、剰余金の適切な処理その他所要の措置が講じられること。

五 特別会計の資産及び負債に関する状況その他の特別会計の財務に関する状況を示す情報が広く国民に公開されること。

第二条第一項第十号を次のように改める。

十 削除

第二条第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三 削除

第二条第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十七条の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条中「金額」の下に「（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

第二十六条第二項及び第三十七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十条第一号中トをチとし、ハからへまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第四十七条第三項の規定による組入金

第四十条第二号中ニを削り、ホをニとし、へをホとする。

第四十七条に次の二項を加える。

2 前項の規定による借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。

3 前項の規定により国債整理基金に編入した借換国債の発行収入金は、編入した日の属する年度の翌年度の四月一日（同日が、土曜日に当たるときはその翌々日とし、日曜日に当たるときはその翌日とする。）において、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

第六十八条の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条第一項中「金額」の下に「（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）」を加え、同条第二項中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、財政投融资特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

第七十三条第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからへまでをハからホまでとする。

第七十五条第二項中「の不足を第八十条第二項の規定により補足することができない」を「不足を生ずる

」に、「当該補足することができない」を「当該不足を生ずる」に改める。

第七十六条第二項中「及び外国にある外国銀行」を「、外国にある外国銀行、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び同法第五十八条に規定する外国証券業者」に改め、同条第七項中「、予算で定めるところにより」を削り、「繰入金」の下に「及び第八十条の規定による組入金」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十四号に規定する金融指標等先物契約（外国において若しくは外貨をもって支払が行われるもの又は外国通貨の金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。）に係るものに限る。）を締結することができる。

6 財務大臣は、外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権を除く。）について、信託会社若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に

限る。)と同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約を締結することにより、前各項の規定による運用を、これらの者に行わせることができる。

第七十九条第一項中「次条第一項」を「次条」に改める。

第八十条の見出しを「(外国為替資金への組入れ)」に改め、同条第一項中「積立金として積み立てる」を「外国為替資金に組み入れる」に改め、同条第二項を削る。

第八十二条第二項中「同条」を「同条第一項」に改め、同条第五項中「積立金及び」を削る。

第八十三条第二項中「前項」の下に「及び第四項」を加え、同条第四項中「積立金に属する現金」を「余裕金」に改め、同条第五項中「及び前項」を削り、同条に次の一項を加える。

6 第四項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

第九十一条の三の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条第一項中「金額」の下に「(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)」を加え、同条第二項中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から一般会

計に繰り入れなければならない。

第九十四条第六項中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改める。

第九十五条第三項及び第一百七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第一百十条中「福祉年金勘定」を削る。

第一百十一条第二項第二号イ中「及び福祉年金給付費」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第一百十二条中「福祉年金勘定及び」を削る。

第一百十三条第一項中「（第九号を除く。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第一百十四条第三項中「第一百二十条第二項第五号」を「第一百二十条第二項第四号」に改め、同条第四項中「第一百二十条第二項第六号」を「第一百二十条第二項第五号」に改める。

第一百二十条第二項第一号中「（第九号を除く。）」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、

第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百一十一条中「福祉年金勘定及び」を削る。

第二百一十三条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二百二十四条第一項中「農業経営基盤強化事業」を削り、「及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第二号中「第二百二十七条第四項第一号ロ」を「第二百二十七条第二項第一号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4 この節において「農業共済再保険事業等」とは、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条の規定による再保険事業及び同法第百四十一条の四の規定による保険事業をいう。

5 この節において「漁船再保険事業」とは、普通保険等再保険事業（漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第百二十九条第四項第一号において同じ。）及び同法第二条第

三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

6 この節において「漁業共済保険事業」とは、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。

第二百二十六条中「、農業経営基盤強化勘定」を削り、「米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定」を「食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定」に改める。

第二百二十七条第一項及び第二項を削り、同条第三項第一号イ中「（米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同号ロ中「調整勘定」を「一般会計」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

第二百二十七条第三項第二号イ中「第二百二十四条第三項」を「第二百二十四条第二項」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同項を同条第一項とし、同条第四項第一号ニ中「調整勘定」を「一般会計」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 証券の発行収入金

ヘ 一時借入金の借換えによる収入金

第二百二十七条第四項第二号トを次のように改める。

ト 証券の償還金及び利子

第二百二十七条第四項第二号チを同号ヌとし、同号トの次に次のように加える。

チ 一時借入金及び融通証券の利子

リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

第二百二十七条第四項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 農業共済再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 農業共済再保険事業等の再保険料等（農業災害補償法第三百三十六条の再保険料及び同法第四百十一
条の六の保険料をいう。以下この節において同じ。）

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 農業共済再保険事業等の再保険金等（農業災害補償法第三百三十七条の再保険金及び同法第四百十一
条の七の保険金をいう。以下この節において同じ。）

ロ 農業災害補償法第十三条（同法第十三条の六において準用する場合を含む。）の規定による交付金

ハ 農業共済再保険事業等の再保険料等の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

4 漁船再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 漁船再保険事業の再保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 漁船再保険事業の再保険金

ロ 漁船損害等補償法第四十条の規定による交付金

ハ 漁船再保険事業の再保険料の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

第二百二十七条第六項を削り、同条第五項第一号イ中「農業経営基盤強化勘定、」及び「及び食糧管理勘定（以下この節において「他勘定」という。）」を削り、同号ロを同号へとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 食糧管理勘定からの繰入金

ハ 農業共済再保険勘定からの繰入金

ニ 漁船再保険勘定からの繰入金

ホ 漁業共済保険勘定からの繰入金

第二百二十七条第五項第二号イを次のように改める。

イ 農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費

第二百二十七条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 漁業共済保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 漁業共済保険事業の保険金

ロ 漁業災害補償法第九十六条第二項の規定による交付金

ハ 漁業共済保険事業の保険料の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

第二百二十八条中「第五号及び第六号」を「第三号及び第四号」に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第五号及び第六号を削る。

第二百二十九条を次のように改める。

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百二十九条 農業経営安定勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農業経営安定事業に要する経費及び農業経営安定事業の事務取扱費とする。

2 食糧管理勘定における一般会計からの繰入対象経費は、調整資金に充てるために要する経費とする。

3 農業共済再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 農業共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の

二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの

二 農業共済再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの

4 漁船再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第三百三十九条第一項から第三項まで及び第百

三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するもの

二 漁船再保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

三 漁船損害等補償法第四百一条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの

5 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第九十五条第一項及び第九十五条の二第一項の規定により国が補助するもの

二 漁業共済保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

第三百三十条第一項中「第二百二十四条第三項」を「第二百二十四条第二項」に改め、同条第二項中「他勘定」

を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三百三十二条第一項中「食糧管理勘定及び」を削り、「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第三百三十三条中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第三百三十四条を次のように改める。

(積立金)

第三百三十四条 農業経営安定勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

一 農業経営安定勘定 第二百二十四条第二項に規定する交付金

二 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償

還金及び利子

- 三 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金償還金及び利子
 - 四 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金償還金及び利子
 - 2 農業経営安定勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。
 - 3 第一項各号に掲げる勘定の積立金は、それぞれ当該各号に定めるものの財源に充てるために必要がある場合には、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。
- 第三百三十五条中「第三号に」を「第二号に」に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第三号を削る。
- 第三百三十六条の見出しを「(証券等)」に改め、同条第一項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改め、同条に次の二項を加える。
- 3 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定における借入金対象経費は、次の各号に掲

げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費

4 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険料をもって当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもって当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

第三百三十七条第一項及び第二項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「借り換えた」を「借換えをした」に改め、同条第五項中「食料安定供給特別会計」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定」に、「同会計」を「これらの勘定」に改め、同条に次の一項を加える。

6 農業経営安定勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第二章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第三百三十八条から第四百九十九条まで 削除

第二章第十二節及び第十三節を次のように改める。

第十二節及び第十三節 削除

第三百五十八条から第三百八十一条まで 削除

第三百九十二条第二項中「同条」を「同条第一項」に改める。

第百九十七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二章第十六節を次のように改める。

第十六節 削除

第百九十八条から第二百九条まで 削除

第二百二十四条第一号ホを次のように改める。

- ホ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）、第十六条若しくは第十七条、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の五第一項、第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項、港湾法第五十二条第二項若しくは第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和

二十六年法律第九十七号) 第五条、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第四十六条第一項、企業合理化促進法第八条第四項、道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第三十一条第五項、第四十九条、第五十条第一項、第二項若しくは第四項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項、第六十一条第一項若しくは第六十二条、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号) 第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法(昭和三十一年法律第百一十号) 第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号) 第七条第一項、第九条第一項若しくは第三十三条、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号) 第二十条第一項、第二十条の二若しくは第二十一条第一項、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号) 第二十八条第一項から第三項まで、特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号) 第四条、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号) 第二十条第一項、第二十一条若しくは第二十二条第一項、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第五十九条、第六十条第一項、第六十三条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号) 第六条第

一項、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十九条若しくは第二十二條第一項若しくは第三項、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百六条第五項、第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第百八条第四項、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二十一條第三項、第二十二條第三項若しくは第二十四條第二項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第九条第四項、第十条第四項、第十一条第三項、第十二条第四項、第十三条第四項、第十四条第四項、第十

五条第四項若しくは第十六条第五項の規定による負担金で復興事業に係るもの

第二百二十四条第二号ハ中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

第二百二十九条第二項中「金額」の下に「（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）」を加える。

第二百三十三条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第二条第三項中「その他のものうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては総務大臣及び財務大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び総務大臣を「所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第一項中「交付税及び譲与税配付金勘定」及び「同勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第三項中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。

附則第五条（見出しを含む。）及び第九条の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会

計」に改める。

附則第十条の見出し及び同条第一項中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第二項中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入っていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる

ものとする。

附則第十一条の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、「よる地方特例交付金」の下に「、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金」を加え、「同勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第二項中「交付税及び譲与税配付金勘定」及び「同勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「交付税及び譲与税配付金勘定」及び「同勘定」を「交付税特別会計」に改める。

附則第十二条中「附則第四十九条から第二百三十一条まで」を「附則第二百三十一条及び第二百五十九条の五」に改め、「及び附則第五十条の二第一項の規定による国債整理基金特別会計から道路整備勘定への繰入金」を削る。

附則第十二条の三中「附則第十条第二項」を「附則第十条第三項」に、「交付税及び譲与税配付金勘定」

を「交付税特別会計」に改める。

附則第十四条中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改める。

附則第二十九条中「第一百一十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第一百三十三条第三項及び第五項並びに第一百二十条第二項第三号」を「第一百一十一条第二項第二号及び第六項第二号イ、第一百三十三条第一項及び第四項並びに第一百二十条第二項第一号」に、「第一百一十一条第四項第二号中「ロ」を「第一百一十一条第二項第二号中「二

「ロ 特別障害給付金給付費

「二 特別障害給付金給付費

」に、

を

に、「同条第七項第二号イ」を「同

ハ 附属諸費

」

ホ 附属諸費

」

条第六項第二号イ」に、「第一百三十三条第三項中」を「第一百三十三条第一項中」に、「第五項及び第一百二十条第二項第三号」を「第四項及び第一百二十条第二項第一号」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第一百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」を「第一百二十条第二項第一号中「附則第三十四条第一項」に、「附則第三十四条第一項第九号又は」を「附則第三十四条第一項又は」に改める。

附則第三十条第二項及び第三十一条第二項中「第一百一十一条第五項」を「第一百一十一条第四項」に改める。

附則第三十一条の二から第三十一条の四までの規定中「第一百一十一条第六項及び第七項」を「第一百一十一条第

五項及び第六項」に、「第百十三條第四項」を「第百十三條第三項」に、「第百十一條第六項中」を「第百十一條第五項中」に、「同條第七項第一号ホ」を「同條第六項第一号ホ」に、「第百二十條第二項第四号」を「第百二十條第二項第三号」に改める。

附則第三十二條第四項中「第百十一條第七項」を「第百十一條第六項」に改める。

附則第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

附則第四十一條の見出しを「(食料安定供給特別會計の農業共済再保険勘定の歳出の特例)」に改め、同條中「第百四十一條第三項」を「第百二十七條第三項」に、「家畜勘定」を「農業共済再保険勘定」に改める。

附則第四十二條から第四十六條までを次のように改める。

(食料安定供給特別會計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の経理等)

第四十二條 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、当分の間、第百二十四條第一項の規定にかかわらず、食料安定

供給特別会計の漁船再保険勘定において行うものとする。

- 2 前項の規定により同項に規定する経理を漁船再保険勘定において行う場合における第二百二十七条第四項及び第六項、第二百二十九条第四項、第三百三十四条第一項並びに第三百三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、第二百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業（附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。以下この節において同じ。）」と、同号中「へ 附属雑収入」とあるのは
- 「へ 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二十九条の規定による納付金
- と、同項第二号イ及びハ中「漁船再保険事業」とあるのは「
- 漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同条第六項第二号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、第二百二十九条第四項第二号、第三百三十四条第一項第三号並びに第三百三十六条第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

第四十三条から第四十六条まで 削除

附則第四十九条から第五十四条までを次のように改める。

第四十九条から第五十四条まで 削除

附則第七十八条第二項及び第二百六条の七第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第二百三十一条第二項中「、農業経営基盤強化勘定」を削り、「米管理勘定、麦管理勘定」を「食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定」に改め、「、調整勘定」を削る。

附則第二百五十九条の二次に次の四条を加える。

（自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等）

第二百五十九条の三 空港整備事業等に関する経理は、平成二十五年度から借入金償還完了年度（空港整備事業に要する費用に充てられた借入金で平成二十四年度の末日においてその償還が完了していないものの償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。附則第二百五十九条の六において同じ。）の末日までの間、第二百十条第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において

行うものとする。

2 この条において「空港整備事業」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この条から附則第二百五十九条の五までにおいて「空港」という。）の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

3 この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。

一 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第百二十五号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この条において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営

二 航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務

(以下この条において「飛行検査業務等」という。)で国土交通大臣が行うもの

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの

イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの(以下この条において「空港関係工事」という。)

ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この条において「空港関係受託工事」という。)及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの(以下この条において「空港関係受託業務」という。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所(国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所)で空港に所在するものをいう。以下この条において同じ。)の所掌する事務(以下この条において「地方航空局事務所所掌事務」という。)

4 第一項の規定により空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、保障勘定、自動車検査登録勘定、自動車事故対策勘定及び空港整備勘定に区分する。

5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入

ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は附則第三条第一項の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ 借入金

ヘ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、成

田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五

十四号) 第十四条の規定による貸付金(この勘定に所属するものに限る。)の償還金

チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金

リ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項の規定による納付金(この勘定に帰属するものに限る。)

ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入

ル 附属雑収入

二 歳出

イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用(北海道又は沖縄県における事業及び工事に関する事務費であつて北海道開発局又は沖縄総合事務局に係るもの並びに政令で定める空港における事業及び工事に関する事務費であつて地方整備局に係るものを除く。)

ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 一時借入金の子

ホ 附属諸費

6 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。

7 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。

8 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

9 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。

(自動車安全特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第二百五十九条の四 自動車安全特別会計に所属する国有財産で、空港における関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第

七十三号) 第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。) の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、自動車安全特別会計と一般会計との間において無償として整理することができるとができる。

一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合

二 前項の規定により自動車安全特別会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなったものその他一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計に所管換又は所属替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、自動車安全特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計において使用させるとき。

五 空港整備勘定に所属する株式で自動車安全特別会計において保有する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

3 自動車安全特別会計と一般会計との間において、第一項の規定により所管換又は所属替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。

(空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第二百五十九条の五 当分の間、第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額（当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額（以下この項において「航空機燃料税の収入額の予算額」という。）が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額（第二号において「航空機燃料税の収入額の決算額」という。）を超える場合は、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額）に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額

二 当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入額の予算額が当該前々年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

2 当分の間、附則第二百五十九条の三第五項の規定によるほか、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機（短い離着陸距離で発着することができる政令で定める特別の性能を有するものに限る。）の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、空港整備勘定の歳出とする。

3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は社会資本整備特別措置法第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置

及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号中「ホ 附属諸費」とあるのは

「ホ 附則第二百五十九条の五第
へ 附属諸費

四項から第六項まで又は第八項の規定による一般会計への繰入金

と、附則第二百五十九条の三第七項中

「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

- 5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
- 6 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れを行った場合において、当該繰入金と同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
- 7 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。
- 8 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であって同勘定において経理されるものの当該年度において

要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

（空港整備勘定の廃止に伴う経過措置）

第二百五十九条の六 空港整備勘定の借入金償還完了年度の収入及び支出並びに借入金償還完了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、空港整備勘定の借入金償還完了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 空港整備勘定の借入金償還完了年度の末日において、空港整備勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十五年度の予算から適用する。

（交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の廃止に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正前の特別会計に関する法律（以下「旧特別会計法」という。）に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「旧交付税特別会計」という。）の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「新交付税特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成二十四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第

二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定に所属する権利義務は、新交付税特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により新交付税特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新交付税特別会計の歳入及び歳出とする。

(国債整理基金特別会計に関する経過措置)

第三条 旧特別会計法に基づく国債整理基金特別会計の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(財政投融资特別会計に関する経過措置)

第四条 旧特別会計法に基づく財政投融资特別会計の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(外国為替資金特別会計に所属する積立金の廃止等に伴う経過措置)

第五条 旧特別会計法に基づく外国為替資金特別会計の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の

年度の決算に関しては、なお従前の例による。

- 2 外国為替資金特別会計の平成二十四年度の出納の完結の際、同会計に所属する積立金は、新特別会計法第八十条の規定により、同会計に所属する外国為替資金として組み入れられたものとみなす。

(エネルギー対策特別会計に関する経過措置)

- 第六条 旧特別会計法に基づくエネルギー対策特別会計の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(年金特別会計の福祉年金勘定の廃止に伴う経過措置)

- 第七条 旧特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「旧年金特別会計」という。)の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「新年金特別会計」という。)の国民年金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

- 2 旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第

一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新年金特別会計の国民年金勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧年金特別会計の福祉年金勘定に所属する権利義務は、新年金特別会計の国民年金勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新年金特別会計の国民年金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(食料安定供給特別会計に関する経過措置)

第八条 旧特別会計法に基づく食料安定供給特別会計（以下この条において「旧食料安定供給特別会計」という。）の農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、一般会計又は新特別会計法に基づく食料安定供給特別会計（以下この条から附則第十条までにおいて「新食料安定供給特別会計」という。）の農業経営安定勘定、食糧管理

勘定若しくは業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧食料安定供給特別会計の平成二十四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 旧食料安定供給特別会計の平成二十四年度の末日において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する調整資金は、新特別会計法第三百三十二条第二項の規定により、新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に所属する調整資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定、米管理勘定、麦管理勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、旧食料安定供給特別会計の米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に係るものは一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(農業共済再保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第九条 旧特別会計法に基づく農業共済再保険特別会計(以下この条において「旧農業共済再保険特別会計」という。)の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険特別会計の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳入に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険特別会計の業務勘定の平成二十四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧農業共済再保険特別会計の平成二十四年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定に属する現金及び旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所属する積立金は、新特別会計法第三百三十四条第一項の規定により、新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧農業共済再保険特別会計に所属する権利義務は、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定に、それぞれ帰属するものとする。

5 前項の規定により新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十条 旧特別会計法に基づく漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（以下この条において「旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」という。）の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算

に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定の歳入に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定の歳入に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定の平成二十四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の平成二十四年度の出納の完結の際、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第三百三十四条第一項の規定により、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘

定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定に所属する積立金として、それぞれ積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に所属する権利義務は、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定に、それぞれ帰属するものとする。

5 前項の規定により新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(貿易再保険特別会計に関する経過措置)

第十一条 旧特別会計法に基づく貿易再保険特別会計の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十二条 旧特別会計法に基づく社会資本整備事業特別会計（以下この条において「旧社会資本整備事業特別会計」という。）の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、空港整備事業等（新特別会計法附則第二百五十九条の三第三項に規定する空港整備事業等をいう。以下この条において同じ。）に係るものは新特別会計法に基づく自動車安全特別会計（以下この条において「新自動車安全特別会計」という。）の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るものを除く。）で復興事業（新特別会計法第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。）に係るものは新特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計（以下「新東日本大震災復興特別会計」という。）に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定によ

る繰越しを必要とするものであって、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るものを除く。）で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るものを除く。）で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計の歳入及び歳出とする。

5 平成二十四年度の末日において、旧特別会計法附則第五十条の二第一項の規定により国債整理基金特別

会計から旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の金額の合計額と、同条第二項の規定により旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金の金額の合計額との差額がある場合においては、後日、当該差額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(自動車安全特別会計に関する経過措置)

第十三条 旧特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(東日本大震災復興特別会計に関する経過措置)

第十四条 旧特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(農業災害補償法の一部改正)

第十五条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項、第十三条第二項及び第三項並びに第百五十条の三第三項中「農業共済再保険特別会計

」を「食料安定供給特別会計」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正）

第十六条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、農業共済再保険特別会計」、
「、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」及び「、社会資本整備事業特別会計」を削る。

（地方交付税法の一部改正）

第十七条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税及び譲与税配付金特別会計」に改める。

（港湾法の一部改正）

第十八条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）」を削る。

（漁船損害等補償法等の一部改正）

第十九条 次に掲げる法律の規定中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

一 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三百三十九条第四項、第四百十条第二項、第四百十一条第二項及び第四百四十三条

二 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二十九条及び第三十三条第二項

三 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第九十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十六条の二

（道路法施行法の一部改正）

第二十条 道路法施行法（昭和二十七年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第九条

二 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第四条

三 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律（昭和五十九年法律第五十二号）第六条第一項及び第二項

四 昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十年法律第八十四号）第二条第四項及び第五項

五 昭和六十一年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第六十一号）第二条第四項及び第五項

六 昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第五十一号）第二条第四項及び第五項

七 昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十三年法

律第五十二号) 第二条第四項及び第五項

八 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成元年法律第四十二号) 第二条第四項及び第五項

九 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号) 第七十一条

(空港法の一部改正)

第二十二條 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「社会資本整備事業特別会計」を「自動車安全特別会計」に改める。

(海岸法の一部改正)

第二十三條 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第六項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特

別措置法」という。)に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則第九項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に、「附則第八項及び第九項」

を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項から第十六項までを削る。

(地すべり等防止法の一部改正)

第二十四条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を削る。

(道路交通法の一部改正)

第二十五条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「ものを含む」の下に「。以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という」を、「加えた額（」の下に「次項第一号及び」を加え、「第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（附則第十八条第一項及び附則第十九条において「通告書送付費支出金相当額」という。）」を「次の各号に掲げる額の合算額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

二 第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用（次項第二号ロ及び附則第十九条において「通告書送付費」という。）に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）

三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

附則第十六条に次の一項を加える。

3 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額（第二号に掲げる額を限度とする。）

に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。

一 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

二 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金の見込額

- ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額
 - ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額
- 附則第十八条第一項の表を次のように改める。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九月	<p>前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額（以下この表において「交付金見込額」という。）を限度</p>

「と、同法附則第十八条第一項の表九月の項中「二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等」と、掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」とする。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第二十七条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の利率は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。この場合において、同条第一項第二号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びへに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第八項の規定による貸付金の利率について

は、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮して定めなければならない。

（農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律の一部改正）

第二十八条 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十二年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四百五十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れらるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ」を「場合には、」に改める。

（農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部

改正)

第二十九条 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和五十五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「同勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において」を「場合には」に、「第四百四十五条第三項において準用する同条第一項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第四百四十六条第一項」を「第四百四十四条第一項」に改める。

第三項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「第七百七十八条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律の一部改正)

第三十条 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財

源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十六年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において」を「場合には」に、「第四百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第四百四十六条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改め、「それぞれ」を削る。

（農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正）

第三十一条 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再

保険勘定」に、「場合において」を「場合には」に、「第四百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第四百四十六条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改め、「それぞれ」を削る。

（漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正）

第三十二条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和六十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「第一百七十八条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

（水道原水水質保全事業の促進に関する法律の一部改正）

第三十三条 水道原水水質保全事業の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号中「堆肥」を「堆肥」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第四条第四項及び第七条第二項において同じ。）に関する事業（次に掲げるものを除く。）のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。）

イ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業

ロ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

第四条第四項中「（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第七条第二項において同じ。）」を削り、「同法第七条」を「河川法第七条」に改める。

（漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正）

第三十四条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（平成七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「第一百七十八条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第三十五条 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第十三項中「同条第七項第一号へ」を「同条第六項第一号へ」に改め、同条第十四項中「第百十一条第七項」を「第百十一条第六項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第三十六条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第一項中「附則第四十四条第一項」を「附則第四十四条」に改め、同条第二項を削る。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正)

第三十七条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

(海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項から第四項までを削る。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第二項中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百条第二項中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

(農地法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

(国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第四十二条 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法

律(平成二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二号ニを削る。

(農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一部改正

)

第四十三条 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(

平成二十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第九項を削る。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十五条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第四十六条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「（一般会計から食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例）」に改め、同条第一項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「漁船普通保険勘定」を「漁船再保険勘定」に改め、「及び次条」を削り、「第一百七十二条第二項」を「第二百二十四条第五項」に改め、「次条において同じ。」を削り、「第一百七十七条第一項及び第二項」を「第二百二十九条第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定」を「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定」に、「第一百七十八条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第四十七条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三

年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条中「第二百一条第四項」を「附則第二百五十九条の三五項」に改める。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十八条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条のうち特別会計に関する法律第百十一条第五項第一号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える改正規定中「第百十一条第五項第一号ホ」を「第百十一条第四項第一号ホ」に改める。

附則第九条のうち特別会計に関する法律第百十一条第七項第一号への改正規定中「第百十一条第七項第一号へ」を「第百十一条第六項第一号へ」に改める。

附則第九条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第九条の二 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第十三項中「同条第六項第一号へ及び」を「同条第六項第一号へ中「独立行政法人福

社医療機構法第十六条第三項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」と、同法に改める。

（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十九条 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第三項中「附則第五十三条第一項」を「附則第二百五十九条の五第一項」に改める。